

可児市ペットボトル回収ボックスステッカー広告取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市の施設に設置するペットボトル回収ボックス（以下「回収ボックス」という。）に掲載する有料広告の取り扱いに関し、可児市広告掲載取扱要綱（以下「要綱」という。）及び可児市広告掲載基準に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(回収ボックスを設置する市の施設)

第2条 回収ボックスを設置する施設は、次の施設とする。

市庁舎、地区センター、総合会館、子育て健康プラザ マーノ、多文化共生センター フレビア、文化創造センター ala、勤労者総合福祉センター Lポート可児、福祉センター、図書館本館、観光交流館、老人福祉センター可児川苑、老人福祉センター福寿苑、老人福祉センターやすらぎ館、B&G 海洋センター、こども発達支援センターくれよん、帷子児童センター（広告の媒体）

第3条 広告を掲載する媒体は、回収ボックス前面の印刷面（A枠、B枠）とする。

(広告の種類)

第4条 掲載する広告の種類は、ポリエチレンに粘着できるステッカー等（以下「ステッカー」という。）とし、概ね以下の要件を満たすものとする。

- (1) 材質は、塩化ビニール等とする。
- (2) 紫外線対策加工を施したものとする。
- (3) 1年以上耐候性があるものとする。
- (4) 裏面に粘着加工を施したものとする。
- (5) 掲載終了時に剥離のしやすいものとする。

(広告枠の数)

第5条 募集する広告枠は、最大 58 枠（A枠 29 枠、B枠 29 枠）とする。

2 掲載する広告は、広告枠 1 枠につきステッカー 1 枚とする。

(広告の大きさ)

第6条 1 枠に掲載する広告の大きさは、A 枠 縦 140mm 以内 横 330mm 以内、B 枠 縦 90mm 横 330mm 以内とする。

(広告の掲載期間)

第7条 広告の掲載期間は、各月の 1 日から 1 年間とする。

(広告の掲載料)

第8条 広告の掲載料は、1 枠当たり A 枠 9,000 円、B 枠 6,000 円とする。

(広告の募集)

第9条 募集は、隨時行うものとし、募集する広告枠を満たした時点で締め切るものとする。

(申込書等の提出)

第10条 広告の掲載を希望する者は、掲載を希望する月の 2 カ月前の末日までに可児市ペットボトル回収ボックスステッカー広告掲載申込書（別記様式 1）及び原寸広告案（以下「申込書等」という。）を市に提出するものとする。

(掲載の決定)

第11条 市は、申込書等を受理したときは、広告を掲載する日の25日前（閉庁日の場合は、その直前の閉庁日）までに掲載の可否を決定し、20日前までに可児市ペットボトル回収ボックスステッカー広告掲載決定通知書（別記様式2）により申込者に通知する。

（広告掲載料の納付）

第12条 前条の掲載決定の通知を受けた者（以下「広告主」という。）は、広告を掲載する日の10日前までに、広告掲載料を一括して納付するものとする。

2 広告主は、次条第1項の規定による取下げ又は第14条第1項の規定による取消し若しくは中止（以下「取下げ等」という。）があった場合においても、第8条に定める広告掲載料の全額を納付するものとする。ただし、広告掲載前に取下げ等があった場合については、第8条に定める広告掲載料に別表1に定める割合を乗じて得た額を納付するものとする。

（広告掲載の取下げ）

第13条 広告主は、自己の都合により広告の掲載を取下げができるものとする。

2 広告掲載を取下げようとする者は、書面により市に申し出るものとする。

（広告掲載の取消し等）

第14条 市は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取消し、または中止することができるものとする。

（1）広告主が、指定する期日までに広告掲載料を納付しないとき。

（2）広告主が、指定する期日までに広告原稿を提出しないとき。

（3）その他広告主又は広告としてふさわしくないと市が認めたとき。

2 前項の規定により広告の掲載を取消し、又は中止した場合において、広告主に損害が発生しても、市はその責を負わない。

（広告掲載料の返還）

第15条 広告主の責によらない理由により、広告の掲載ができなくなった場合は、別表2で定めるところにより広告掲載料を返還することができる。

（広告の作成及び提出）

第16条 広告主は、自己の負担において広告を作成し、別途指定する期日までに市に提出するものとする。

2 前項により作成した広告について、広告主は苦情その他の問題が生じたときは、全ての責任を負い、直ちに問題の解決に対応するものとする。

（その他）

第17条 この要領に定めのない事項については、別途協議の上定めるものとする。

別表1（第12条関係）

取下げのあった日	納付する広告掲載料
広告を掲載する日の25日前から21日前まで	広告掲載料の30%
広告を掲載する日の20日前から11日前まで	広告掲載料の50%
広告を掲載する日の10日前から1日前まで	広告掲載料の80%

別表2（第15条関係）

広告の掲載ができなくなった日	返還する額
掲載開始前	広告掲載料全額
掲載開始日以降	第8条の規定による広告掲載料を単価とし、単価を掲載する月数で除し、掲載できなかった月数を乗じて得た額。ただし、同じ月内で掲載できなかった日数が15日未満の場合は返還しない。

附則

この要領は、令和5年2月15日から施行する。

附則

この要領は、令和6年10月31日から施行する。

別記様式1（第10条関係）

可児市ペットボトル回収ボックスステッカー広告掲載申込書

令和 年 月 日

可児市長 富田 成輝 様

可児市広告掲載取扱要綱及び可児市ペットボトル回収ボックスステッカー広告取扱要領を遵守のうえ、下記のとおり申し込みます。なお、申し込みに当たり、私の市税の納入状況を調査することを承諾します。

記

申込者	住所又は所在地	〒 一
	氏名又は名称	
	代表者職氏名	
	担当者氏名	
	連絡先	T E L
F A X		
メール		
広告掲載期間	令和 年 月 1日から1年間	
掲載を希望する回収ボックスの設置場所及び掲載枠 (記入例:市庁舎A枠)		
広告内容	別紙のとおり	
備考		

- ※ 掲載制限に該当する広告はお断りします。
- ※ 広告の破損、盗難等については一切の責任を負いません。
- ※ 回収ボックスの設置場所が重複した場合は、抽選により決定します。

別記様式2（第11条関係）

可児市ペットボトル回収ボックスステッカー広告掲載決定通知書

令和 年 月 日

様

可児市長

令和 年 月 日付けで申込みのありました可児市ペットボトル回収ボックスステッカー広告掲載について、下記のとおり決定しましたのでお知らせします。

記

決定区分	<input type="checkbox"/> 掲載する <input type="checkbox"/> 掲載しない（理由：下記のとおり）
広告掲載料	枠分 金 円
納付期限及び方法	別紙の納入通知書に記載する期限までに納付する。
その他	